

【論 文】

所得税法上の必要経費

— 弁護士会役員の交際費等の必要経費該当性の判例を題材として —

末 永 英 男

はじめに — 必要経費の意義と問題の所在 —

所得税法37条1項には、「その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額とする。」(カッコ書き省略)とある。この規定の中で「必要経費に算入すべき金額は、」として、「所得の総収入金額にかかる売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額」と、「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」の2つに必要経費を分類している。

この規定は、必要経費に算入すべき金額を規定しているものであって、必要経費を定義しているものではない。したがって、「『必要経費』という入れ物に入れるものから定義するか、入れないものから定義するかという問題はあるものの、いずれにしても『入れ物』自体の実定法上の定義はないのである」⁽¹⁾。

こういった考えは、所得税法の事業所得の計算が、昭和40年の改正の時、法人税法の所得計算(法人税法22条)を受けて改正されたという点からも納得がいく。つまり、当時の改正作業にあたった担当者によると、法人税法の益金の額、損金の額とは、「比喩的にいえば、益金の額といい、損金の額といい、実体はないと考えてよいのであって、一つの容器であるといつてよい。目に見えない容器である。」⁽²⁾と述べられている。

そこで、必要経費に算入すべき金額(つまり、必要経費という入れ物(容器)に入れる金額)に、所得税法37条1項は、①売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用(以下、「直接対応の必要経費」とか「個別対応の必要経費」という)の額と、その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用(以下、「一般対応の必要経費」という)の額の2つがあると規定しているのである。いわゆる総収入金額を得るために直接に要した売上原価等の費用と所得を生ずべき業務について生じた費用をもって「必要経費」としているのである。

売上原価等が必要経費となることについては、収入金額との直接対応関係を示しており、解

積上問題は生じないであろう。しかし、一般対応の必要経費は、特定の収入金額と対応関係を明らかにできない企業会計でいう期間対応の費用であり、どの範囲までを必要経費の金額とするのかについては、争いが多いといえる。

所得税法はなぜ必要経費を控除するのか。必要経費とは、所得を得るために必要な支出のことである。「課税の対象となる所得の計算上、必要経費の控除を認めることは、いわば投下資本の回収部分に課税が及ぶことを避けることにほかならず、原資を維持しつつ拡大再生産を図るという資本主義経済の要請にそうゆえんである。」⁽³⁾。

投下資本の回収、換言すれば、元入れ額を回収してなお余る部分を所得として課税しようという課税方式では、この元入れ部分を認識することが必要経費を認識することである。この際、所得税法と法人税法は、関連した規定をしているといえるが、消費主体の個人と生産主体の法人では、事業所得の必要経費と法人税法上の損金とは同一に定められていない。

個人の場合は、消費生活を営んでいるので、事業所得の計算からは家事費を排除することが、いわば個人の所得計算の出発点であり、そのため、収益をあげるための「必要性」が法人の場合よりもいっそう強く求められる⁽⁴⁾。所得の処分である家事費を所得の獲得活動に必要な必要経費と混同すること、いわゆる所得の費用化（所得の必要経費化）は許されないのである。

これに対し法人の場合は、法人税法22条で、原価、費用及び損失が企業会計に準拠しながら控除できるようになっている。法人の場合の「必要性」は、ガバナンスや株主の配当請求権等により、無用な利益の費用化は、原則として起り得ない。

以上のような問題意識をもって、本稿では、原審東京地裁平成23年8月9日判決（平成21年（行ウ）第454号、納税者の請求棄却→納税者控訴）（TAINS Z888-1685）及び東京高裁平成24年9月19日判決（平成23年（行コ）第298号、原判決一部取消→国側上告申立）（TAINS Z888-1602）を取り上げて、所得税法上の必要経費該当性について、検討してみたい。具体的には、所得税法37条1項をどう解釈するのが、最も所得税法の本来的趣旨に合致したものとなるのかを検討するものである。

1 事案の概要と判決に対する賛否両論

（1）事案概要

本件は、弁護士業を営み、仙台弁護士会会長や日本弁護士連合会（以下「日弁連」）副会長等の役員を務めた原告が、これらの役員としての活動に伴い支出した懇親会費等を事業所得の金額の計算上必要経費に算入し、また、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」）の額の計算上、課税仕入に該当するとして、所得税及び消費税等の確定申告をしたところ、処分行政庁である仙台中税務署長が、これらの費用については、所得税法37条1項に規定する必要経費に算入することはできず、また、消費税法2条1項12号に規定する課税仕入には該当しないなどとして、所得税及び消費税等の更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を行ったのに対

し、原告が、これらの支出の大部分が事業所得の金額の計算上必要経費に当たり、また、消費税等の額の計算上課税仕入にも該当すると主張して、上記各処分の一部の取消しを求めた事案である。

争点として、

① 本件各支出を所得税法37条1項に規定する必要経費に算入することができるか否か

② 本件各消費税関係支出が消費税法2条1項12号の課税仕入に該当するか否か

の2つが挙げられるが、②の消費税等については、必要経費になれば課税仕入になるので今回では取り上げない。

（2）当事者の主張と判決に対する賛否両論

国側の主張及び東京地裁判決を評価する論者として佐藤孝一氏を、納税者の主張及び東京高裁の判決を評価する論者として橋本守次氏及び山本洋一郎氏を取り上げて、判決の検討を行いたい。

① 佐藤孝一氏の東京高裁批判

まず、佐藤氏は、東京高裁が、「弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であった」と認められるものは、控訴人（納税者）の事業所得の計算上、必要経費に算入できると判断したが、この判断の過程ないし構造には疑問があるとしている⁽⁵⁾。

つまり、東京高裁が、「弁護士会等と個々の弁護士は異なる人格であり、弁護士会等の機関を構成する弁護士がその権限内でした行為の効果は、弁護士会等に帰属するものであるから、控訴人が弁護士会等の役員等として行う活動は、弁護士会等の業務に該当する余地はあるとしても、社会通念上、控訴人の『事業所得を生ずべき業務』に該当すると認めることはできない。」と判示するのであれば、当然の論理的帰結としては、「弁護士会等の役員等として行う活動」は、「事業所得を生ずべき業務」に該当せず、したがって、また、「弁護士会等の役員等の業務」の遂行上必要な支出は「事業所得を生ずべき業務」の遂行上必要な支出に当たらないことになるからである⁽⁶⁾。

ところが、東京高裁は、控訴人の「弁護士会等の役員等としての活動が控訴人の『事業所得を生ずべき業務』に該当しないからといって、その活動に要した費用が控訴人の弁護士としての事業所得の必要経費に算入することができないというものではない。」と一種の開き直しを行い、続けて言う。「なぜなら、控訴人が弁護士会等の役員等として行った活動に要した費用であっても、これが、控訴人が弁護士として行う事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出であれば、その事業所得の一般対応の必要経費に該当するということができるからである。」と。

この点についても佐藤氏は、東京高裁が説示した「『弁護士会等の役員等として行う活動』は、社会通念上、控訴人の『事業所得を生ずべき業務』に該当すると認めることはできない」という判断や「そもそも、本件各支出の内容からすれば、その原因となった控訴人の弁護士会

等役員等としての活動は、いずれも、営利性、有償性を有するものではないことが明らかである」とする説示と大いに矛盾すると批判されている。

② 橋本守次氏・山本洋一郎氏の東京高裁評価

橋本氏は、「この判決は、従来この種の事件の判決でほとんどワンパターン化している『必要経費として控除されるためには、その支出が所得を生ずべき事業に直接関係し、かつ、その業務の遂行上必要であることを要する』という見方（法律上『直接』という要件は明文上ないにもかかわらず）を覆すもので、初めての判断である。」⁽⁷⁾と高い評価をされる。

したがって、「現行規定の明文からは全く導き出せない旧態依然とした課税当局の主張そのままの解釈を前提として判断を進めて行った」⁽⁸⁾と東京地裁判決を批判するとともに、「法文にない『直接』の要件を一般対応の必要経費に求めてきた従来判例は、租税法律主義を何と考えてきたのだろうか。」⁽⁹⁾と、痛烈に批判される。

その上で、橋本氏は、今回の東京高裁判決が過去のこういった判例の誤解を破って、地裁判決の「所得を生ずべき事業に直接関係し、かつ、その業務の遂行上必要であること」とした部分を高裁判決は、「事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であること」と改めたことを高く評価されるのである⁽¹⁰⁾。

このように東京高裁が、所得税法37条1項の一般対応の必要経費は、「業務遂行上『必要』であれば足り、『直接かつ必要』であることまで求める根拠はない」とした理由付けにおいて、本件事件の弁護団長として直接かかわった山本洋一郎氏は、原告代理人の主張が採用されたのだとして、次のように述べている。

「租税法律主義のもとでは文理解釈が厳格に貫かれるべきであること、所得税法37条1項は、個別対応の費用については『直接』に要したとの限定をしているのに対し、一般対応の費用については『直接』に要したとの限定をせず、同じ条項内に明確に書き分けていること、同条を昭和40年改正で定める基となった昭和38年税制調査会答申も同趣旨であること、個人所得の必要経費の判断基準を示した昭和54年11月7日の大阪高裁判決（最高裁昭和60年3月27日も同じ）も『収入を終局の目的として直接あるいは間接に支出を余儀なくされたもの』が必要経費になる旨判決されていること等の原告代理人の主張が採用されたものとして評価できる。この点は、これまで課税庁の現場では、『単に必要なだけでは足りず直接の関連性まで必要』との取り扱いがされていたが（一審も同旨）、これを明確に否定した点で画期的な判決と高く評価できる。」⁽¹¹⁾

なお、山本氏は、自分達の主張の正しさを、昭和38年税制調査会答申と昭和54年11月7日大阪高裁判決に求めているが、この点について、簡単にコメントしておきたい。

昭和38年税制調査会答申とは、税制調査会「昭和38年12月 所得税法及び法人税法の整備に関する答申」を指し、ここでは、費用収益対応の考え方のもとに経費を控除するに当たって、「所得の基因となる事業等に関係あるが所得の形成に直接寄与していない経費…の取扱いをいかにすべきか」という問題については、純資産増加説的な考え方に立って、できるだけ広くこの

種の経費…を所得計算上考慮すべしとする考え方と、家事費を除外する所得計算の建前から所得計算の純化を図るためには家事費との区分の困難な経費等はできるだけこれを排除すべしとする考え方との広狭二様の考え方がある。所得税の建前としては、事業上の経費と家事上の経費とを峻別する後者の考え方も当然無視することはできないが、事業経費…の計算については、できる限り前者の考え方を採り入れる方向で整備を図ることが望ましいと考える。」(9 (2)、43頁)と指摘しているが、「必要経費と認められない家事関連費に関する規定は、現在それが抽象的であるため、交際費、接待費、寄附金等につき必要経費に認めるべきであるかどうかの判定が事実上困難である。判定を容易にするために形式的な基準を規定してこれを基に判定することも考えられるが、この種の経費は、その性質上客観的にその基準を求めることは必ずしも容易ではなく、したがって、個々の事実判定に委ねる方がかえって合理的であるとも考えられるので、規定上従来のような基本的な考え方を表現するにとどめるのが適当であると考えられる。」(9 (5)、46頁)として、結局、消極的なようではあるが、基本的な考え方を表現するのに落ち着いている。

また、昭和54年11月7日の大阪高裁判決（最高裁昭和60年3月27日でも同じ）は、いわゆる大島訴訟である。この判例は、「『収入を終局の目的として直接あるいは間接に支出を余儀なくされたもののみを必要経費となし、それ以外の支出はすべて支出者の生活費すなわち家事費とみるのが相当である。』としたものであって、『業務との直接関連性』について判断したものではない」との批判がある⁽¹²⁾。

しかし、この大阪高裁判決の引用部分は、不正確である。引用部分の前に、「その事業を営むため、すなわち」という文言があり、この省略された文言を加味して解釈すると、「直接に支出を余儀なくされたもの」とは、個別対応の必要経費を指し、「間接に支出を余儀なくされたもの」とは、一般対応の必要経費を指していることが分かる。すなわち、「財貨の獲得という目的が設定され、それに沿う必要経費の支出（資源の流失）が先行し、それが原因となって、収入たとえば事業収入を生じ」（当該大阪高裁判示より）、この事業「収入を終局の目的として…支出を余儀なくされたもの」であるから、残念ながら、業務との直接関係のある支出に限定されると解するのが当を得ている。

2 検討

所得税の所得金額の計算において、なぜ必要経費が控除されるのか。東京高裁は、その理由付けとして、次のように判示している。

「事業所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除されることの趣旨は、投下資本の回収部分に課税が及ぶことを避けることにあると解されるところ、個人の事業主は、日常生活において事業による所得の獲得活動のみならず、所得の処分としての私的な消費活動も行っているのであるから、事業所得の金額の計算に当たっては、事業上の必要経費と所得の処分であ

る家事費とを明確に区分する必要がある。そして所得税法37条1項は、……一般対応の必要経費について『所得を生ずべき業務について生じた費用』であると規定している。また、同法45条1項は、家事上の経費（以下「家事費」という）及びこれに関連する経費（以下「家事関連費」という）で政令に定めるものは必要経費に算入しない旨を定めているところ、同条を受けた所得税法施行令96条1項は、家事関連費のうち必要経費に算入することができるものについて、経費の主たる部分が『事業所得……を生ずべき業務の遂行上必要』であることを要すると規定している。」

この東京高裁の所得税に関する基本的な考え方は、全く正しいと思う。つまり、①個人の事業主は、所得の処分としての私的な消費活動も行っているのであるから、事業所得の金額の計算に当たっては、事業上の必要経費と所得の処分である家事費とを明確に区分する必要がある。したがって、②法は必要経費について「所得を生ずべき業務について生じた費用」と規定している。また、③所得の処分である消費活動と明確な区分がむずかしい家事関連費でも、経費の主たる部分が「事業所得……を生ずべき業務の遂行上必要」（で、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合）であれば、必要経費に算入することができるという、判断を下している点である。

それでは、これまで課税庁や判例において、なぜ一般対応の必要経費に算入できる要件として、「事業の業務と直接関係を持ち、かつ、専ら業務の遂行上必要」といえるのかによって判定してきたのであろうか。果たして、所得税法37条1項の規定は、業務との関係のあるなしで、しかも直接の関係の有無で、必要経費に算入できる要件を定めているのであろうか。

（1）直接（個別）対応と一般（期間）対応

法37条1項は、この規定の中で「必要経費に算入すべき金額は、」として、「所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額」と、「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」の2つに必要経費を分類している。

「売上原価その他」は、「総収入金額に係る」という表現により、個別的な費用収益対応の原則による原価や費用を表しており、後半の「総収入金額を得るため直接に要した費用」という表現により、それが収入を得るための直接の費用であるとしていることから、収入との個別対応としての直接対応関係を表している。業務との関係は文言からは出てこない。次に、一般対応の販売費、一般管理費その他の費用であるが、まず、「その年における」としているのも、その年に発生した費用であり、それはその年に発生したという点での期間対応の費用である。また、後半の「これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」としているところから、所得の処分である消費活動ではなく、所得を獲得する事業の業務に関係して発生した期間費用ということになる。つまり、販売費、一般管理費その他の費用は、業務について（関係して）発生した費用であることは、大前提であって、一般対応の必要経費について、業務との関係の必

要を確認しているに過ぎないと解釈することができる。

したがって、この条項では、収入との個別対応＝直接対応であり、収入との期間対応（収入との個別対応はないが、期間の費用として収入と対応させるの意）＝一般対応を表しており、必要経費の業務との直接関係を規定したものではないといえる。

この期間対応ということは、所得税が期間税であることから、当然、法の前提とされている。また、法37条1項カッコ書きが「その年において債務の確定しないものを除く」と債務確定主義を唱えている点からも所得計算においては、期間対応が前提とされているのである。

しかし、法37条1項が「事業の業務と直接関係を持ち、かつ、専ら業務の遂行上必要」といえる経費しか控除しないという決定的な理由は、同条項が「その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は」と規定しており、いわゆる「通常かつ必要」な経費を控除する規定となっているからであり、ここで問題とする「業務との直接関係」は当然織り込み済みであるからである⁽¹³⁾。

繰り返しになるが、法37条1項では、当然、一般対応の必要経費は、事業の業務と直接関係を持ち、かつ、専ら業務の遂行上必要といえる経費を前提としているのである。

（2）業務との直接関係

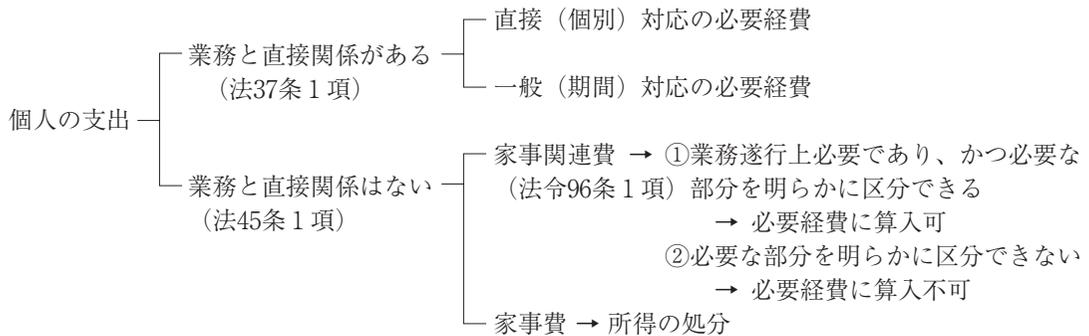
では、必要経費算入の要件である業務との直接関係は、どこからくるのであろうか。結論からいえば、それは、消費主体としての個人が所得獲得活動として事業を行う場合における所得の処分である家事費の支出を行う場合に、事業の必要経費の支出と家事費の支出を区別するとき問題となる。つまり、業務と直接の関係を持つのが事業経費であり、業務と直接の関係のない支出が家事費である。また、家事費と必要経費の両方の性質を持っている家事上の経費に関連する経費として家事関連費がある。所得税法は、事業経費への家事費混入の警戒感から、法37条1項、45条1項1号及び施行令96条1項1号はできあがっている。

すなわち、業務と直接関係のない支出は、所得の処分であるので家事費となり、あるいは、事業経費との峻別のむずかしい支出は家事関連費となり、必要経費への算入が否定される（法45条1項）。しかしながら、家事関連費といっても、①その主たる部分が業務遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分できる場合、及び②青色申告者で、取引の記録等に基づき業務の遂行上直接必要な部分を明らかにすることができる場合に、それぞれその明らかな部分を必要経費に算入することができることとされている（法令96条1項1号）。家事関連費に該当するとしても、業務の遂行上直接必要な部分を明らかにすることができなければ、これを必要経費に算入できないのである。

かかる主張は、本節冒頭で引用した東京高裁の所得税に関する基本的な考え方と同一である。ここでの考え方を、個人の支出を業務との関係で簡単に図示すると、以下ようになる（「図1」）。

問題となるのは、必要経費と家事費の性質を併有する家事関連費で、「業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明確に区分できる」場合には、その部分に限って必要経費

図1 個人の支出と業務の関係



に算入されるものとされるが、この必要経費に算入される家事関連費は、業務の遂行上必要でありさえすればそれで足り、当該業務に関して直接の関係は本当に必要ないのかという点である。「図1」では、直接関係は必要ないように見えるが、これは違う。家事関連費は、一般(期間)対応の必要経費なのだが、家事部分と事業部分とを区分して支出できないので、一緒に支出しているが、主たる部分が所得を生ずべき業務と直接関係していることには間違いのない支出(例えば、一つの建物に店舗と居住の両方が含まれている場合の建物の維持費を考えると分かりやすい)である。したがって、家事関連費は、法37条1項の考え方を前提としており、当然、業務との直接関係は含まれていると解される。

3 本事業への応用

東京高裁は、弁護士会等の役員として会務等に当たる個人としての弁護士と弁護士会等との関係について、次のような判断をしている。

「弁護士会等と個々の弁護士は異なる人格であり、弁護士会等の機関を構成する弁護士がその権限内でした行為の効果は、弁護士会等に帰属するものであるから、控訴人が弁護士会等の役員等(弁護士会等の各種委員会の委員等を含む。以下同じ。)として行う活動は、弁護士会等の業務に該当する余地はあるとしても、社会通念上、控訴人の『事業所得を生ずべき業務』に該当すると認めることはできない。」

この判断は、次に引用する課税庁側の見解と同一と思われる。

「当該人的役務等(弁護士会等の役員として行う活動—筆者注)は基本的に、弁護士会等の目的や弁護士会等が機関決定した運営方針等の枠組みの下に提供されるのであるから、弁護士会等の一般的指揮監督に服するものといえることができる。」

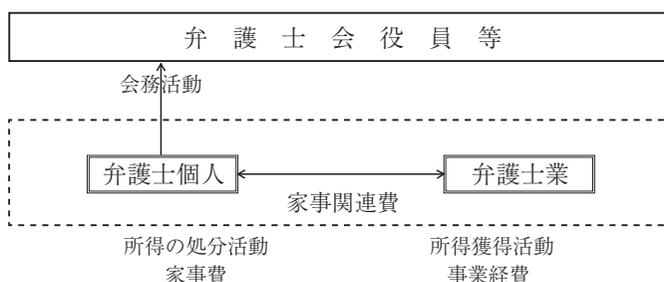
このような観点から、弁護士会等の役員が提供する上記人的役務等の性質に鑑みると、弁護士会等の役員が提供する人的役務等は、自己の計算と危険において独立して提供されるものには該当せず、他人の指揮監督(弁護士会等が機関決定した方針など)の下に提供されるもので

あるから、そのような活動は継続的に行われていたとしても、事業所得を生ずべき『事業』には該当しないというべきである。」（大阪高裁における課税庁側の主張）

弁護士個人と弁護士会等とが異なる人格であるから、弁護士会役員等としての活動は、社会通念上、「事業所得を生ずべき業務」に該当しないというのであれば、一般対応の必要経費に該当するのではなく、家事費となるのが論理であろう（「図2」参照）。この点、課税庁側の主張は支持できる。つまり、一般対応の必要経費である業務関連費について法規定は、「所得を生ずべき業務について生じた費用の額」としていることから、「所得を生ずべき業務」とは、事業活動を意味し、ボランティア活動は含まないのであって、「自己の計算と危険において営利を目的として対価を得て継続的に行う事業」（最高裁昭和56年4月24日判決（昭和52年（行ツ）第12号））ということになる。

したがって、「弁護士会への所属は法で強制されており、……事業遂行上必要な組織を維持するための活動である。だがその役員としての活動は個人的なボランティアだとでもいうのであろうか。」⁽¹⁴⁾ という意見が大半かもしれないが、所得税法の理論からはボランティア（家事費支出）だ、としかいえない。法人税法は論理として、常に営利性が要求されるが、所得税法は、ボランティアを前提に成り立っている。そうでないと、個人的なプレゼントも所得と見なされて、課税されることになってしまうからである。

図2 弁護士業と弁護士会役員等の活動



弁護士会の会務の遂行において会よりの支援では足りず、「自腹を切って支出」とあるが、この自腹の部分はまさしくボランティアであり、必要経費になるものではない。むしろ、会もしくは他の会員に請求すべきもの（弁護士会等に費用償還請求すべき費用）で、必要経費に算入されることで発生する税の減少をもって補填すべきではない。

おわりに

先に引用した弁護団長の山本洋一郎氏は、東京高裁を戦って、次のように結んでいる。

「（課税庁が行った）本件課税が極めて異常で偏ったものであることを示しており、国民の常識にも反すると確信し、ここで総力をあげて戦わなければ弁護士会だけでなく税理士会その他の団体の会務活動に極めて重大な支障を及ぼすとともに、広く一般の事業者にとっても、事業

との直接の関係がない限り必要経費にならないとの課税庁の見解が定着してしまうと確信したからである。」⁽¹⁵⁾

いささか誇張された観はあるが、訴訟代理人となった弁護士、補佐人となった税理士の諸氏がボランティアで取り組んだ意気込みがよく分かる。

しかしながら、わが国の所得税法は、事業の業務と直接関係ある支出は、必要経費となり、直接関係がない支出は家事費となり、両者のどちらとも区別できずに支出されたものは、家事関連費として扱うが、その主たる部分が直接業務と関係を見い出せた場合は、控除できる構造となっている。これは、何度も述べたように、所得税法が、所得の獲得活動と所得の処分を厳密に峻別してきたからに他ならない。

したがって、本件弁護士による弁護士会役員としての交際費の必要経費の該当性を争う裁判においては、所得税法37条1項の必要経費に該当するかではなく、本件支出は当然、家事関連費に属する支出であると前提したうえで、所得税法45条1項及び所得税法施行令96条1項に該当する直接関係する経費であるとする観点から、「主たる部分」の必要経費該当性を立証することができるかどうかが焦点であったと思われるのである。

(注)

- (1) 酒井克彦『所得税法の論点研究』(平成23年、財経詳報社) 317頁。
- (2) 武田昌輔『新版税務会計通論〈49年版〉』(昭和49年、森山書店) 47頁。
- (3) 金子 宏『租税法 [第17版]』(平成24年、弘文堂) 258頁。
- (4) 碓井光明「必要経費の意義と範囲」『必要経費』(日税研論集第31巻) 22頁。
- (5) 佐藤孝一「弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出は弁護士業務にかかる必要経費に当たるとした事例一判決の判断の過程ないし構造を中心として一」税務事例研究45巻2号、10頁。
- (6) 同上、10頁。
- (7) 橋本守次「弁護士会役員の業務に係る交際費等の必要経費の該当性」税務事例研究44巻12号、4頁。
- (8) 同上、9頁。
- (9) 同上、9頁。
- (10) 同上、9頁。
- (11) 山本洋一郎「弁護士会活動費用は必要経費に該る一東京高裁平成24年9月19日逆転勝訴判決を戦って一」、第350回日本税法学会九州地区研究会(平成25年1月12日)で当日配布されたレジュメ3-4頁。
- (12) 佐藤孝一、前掲注5、12頁。
- (13) 「ある支出が必要経費として控除されるためには、それが事業活動と直接の関係を持ち、事業の遂行上必要な費用でなければならない。」(金子 宏、前掲注3、258頁)。また、「通常かつ必要」といったが、「通常」の要件は規定されていないのではないかという議論は承知している。
- (14) 長島 弘「弁護士会役員による支出と弁護士業務の必要経費」税務事例44巻9号、15頁。
- (15) 山本、前掲注10、5頁。